



京都労働局
平成30年6月15日
午前9時30分解禁



経済記者クラブ資料配付

担 当	京都労働局労働基準部
	健康安全課長 千田 幸子
	安全係長 遠藤 崇
	電話 075-241-3216

登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

京都労働局（局長：高井吉昭）は、平成30年6月15日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である公益社団法人京都労働基準協会（会長 坂本隆司）のフォークリフト運転技能講習業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、同技能講習の業務について、本日から2月間業務停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 業務停止処分を受けた登録教習機関の名称等

- (1) 名称 公益社団法人京都労働基準協会
- (2) 所在地 京都市右京区西院東中水町17

2 処分の内容

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき登録を受けたフォークリフト運転技能講習の業務を平成30年6月15日から平成30年8月14日までの間、停止すること。

3 処分の原因となった事実の概要

公益社団法人京都労働基準協会が平成29年10月18日から同年同月21日まで丹後支部において実施したフォークリフト運転技能講習の際に、告示で定めた講習時間を満たしていなかったこと。

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第77条第7項

同法 同条 第3項の読み替えにより準用される同法第53条第1項第2号

5 関連条文

別紙のとおり（HP上は省略）

6 参考事項

当該技能講習修了証は無効であることから、受講者に対してその旨を通知するとともに、不足した時間数の補講を実施するよう指示している。